

審議結果報告

平成 31 年 2 月 12 日

第 2 次熊本市行政区画等審議会検討部会

保田窪 2 丁目 2 番街区からの行政区変更の要望に関して、第 2 次熊本市行政区画等審議会検討部会の 5 名の委員により、現地調査、地域住民、関係者からのヒアリング等を行い、2 回にわたる審議を行いましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

1 審議経過

◆第 1 回検討部会（平成 31 年 1 月 11 日）

- ・現地調査（保田窪 2 丁目 2 番街区を視察）
- ・住民説明・ヒアリング（※別紙参照）
- ・関係部署調査結果ヒアリング（※別紙参照）
- ・調査結果を踏まえた上での審議

◆第 2 回検討部会（平成 31 年 1 月 31 日）

- ・行政区を変更する場合、変更しない場合の各々の考え方に関する審議

2 審議の主な要点

○行政区を変更しないとした場合のポイントとなる委員の見解（3 名）

- ・県境、市境などと同様に、行政区の安定性を考慮すべき。
- ・行政、住民からのヒアリングや要望書等の内容をみても、市民生活・行政事務において著しい支障があるとまではいえないのではないかな。
- ・著しい支障を要望者側の著しい支障の訴えをもって判断してよいのか。
- ・産業道路より南側である 1 番街区、3 番街区との違いが対外的に説明できるのか。今よりさらに区境がいびつになる。

○行政区を変更するとした場合のポイントとなる委員の見解（1 名）

- ・住民全員の同意を集め、周辺地域の同意も得たのに、（第 3 者が）著しい支障はないので変更はできませんと言えるのか。住民の支障を第三者が著しくないと判断するのはどうか。
- ・著しい支障は、そもそもあり得ないのではないかな。（門前払いと同じではないかな）
- ・行政区変更の時期と同時期に小学校校区が変わった歴史的経緯を考慮すべきではないかな。

3 審議結果

保田窪 2 丁目 2 番街区の行政区を変更するかしないかに関して議論を尽くしたが、検討部会としては、結論を導きだすことはできなかったため、検討した結果を審議会に報告し、最終的な結論については、審議会での審議に委ねることとする。

4 審議経過の詳細

別添議事録、検討部会資料のとおり